



令和7年10月14日

スクルドエンジェル保育園大和代官園 設置者 様

大和市長 古谷田 力



臨時指導監査の結果について（通知）

令和7年3月31日から令和7年6月30日にかけて、貴法人が経営する施設の運営等について児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17第1項の規定に基づく臨時指導監査を行った結果、次の事項（以下「文書指摘事項」という。）に改善が必要と認められるので通知します。

文書指摘事項については役員会等に報告するとともに、所要の改善措置を講じ、その改善状況を本通知到達の日から60日以内に、改善したことが分かる書面、役員会議等の写しを添えて、当市あてに報告してください。

なお、報告期限までに報告がない場合又は報告があっても改善が認められない場合には、法第34条の17第3項の規定に基づき、期限を定めて必要な改善を勧告し、その勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認めた場合は、必要な改善を命じ、また、命令にも従わず、児童福祉に著しく有害であると認めた場合には、同条第4項の規定に基づく事業の制限又は停止を命ずる場合があることを申し添えます。

今後とも保育の質の向上に努めるとともに、一人ひとりの子どもの人格や個性を尊重し、豊かな人間性や人権を大切に育てる保育への積極的な取組を進めてくださるようお願いします。

1 臨時指導監査実施施設

小規模保育事業所「スクルドエンジェル保育園大和代官園」

2 文書指摘事項

別紙、臨時指導監査の監査結果に記載の問題点と同様の問題が今後起こらないようにするための改善措置を、監査意見を参考に講じてください。

(別紙)

臨時指導監査の監査結果

1. 監査の目的

今後のスクルドエンジェル保育園大和代官園の運営がより良い方向に向かうための改善指導または改善勧告を行うこと。

2. 監査の対象

令和6年8月に市に寄せられた、スクルドエンジェル保育園大和代官園における不適切保育に関する匿名通報に端を発する、主に当時の園長による不適切保育の疑い（以下「本件対象事案」という。）。

3. 監査の方法

・期間

令和7年3月31日～令和7年6月30日

※実施通知で、監査期間をおおよそ1か月としていたが、ヒアリング対象者の体調不良や日程調整により、上記期間となった。

・手法

本件対象事案発生当時に在籍していた者も含む全ての職員、運営法人代表者へのヒアリング
関連する書類の収集、整理、精査

4. 監査結果

①問題点

● 元園長在籍当時の施設内の保育の内容について

保育所保育指針において、保育所は、子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とし、保育に関する専門性を有する職員が、子どもの状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行うこととしている。また、保育士は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術、判断をもって、子どもの保育を行うが、その職責を遂行していくためには、日々の保育を通じて自己を省察するとともに、同僚と協働し、共に学び続けていく姿勢が求められ、常に専門性の向上に努めることが重要であるとされている。一方、監査における聞き取りでは、「施設内の保育の問題点や改善提案を同僚、園長、運営法人に相談するような雰囲気ではなかった」、「プロ意識に欠け、私語ばかりしている保育士が多くいる」といったものと同様の証言が複数あり、組織として保育に取り組む姿勢に課題がある。

● 運営代表の施設へのかかわりについて

令和6年11月頃の時点において、保育について職員同士で意見を言えない雰囲気があるなど職員同士のコミュニケーションが崩れていると認識している職員もいたが「運営代表は現場に来ない」、「現場を知らない」などと思われ相談されず、結果として有効な指導がなされなかった。職員有志から運営代表に対し、元園長の保育に関する意見文書が提出された際も、有効な指導がなされないまま

元園長らが退職するに至り、施設の運営に混乱をきたした。

- 令和6年11月に運営法人により作成された報告書について

令和6年11月に、運営代表から市に提出された「園長による不適切保育に関する調査報告書」については、作成者である運営代表が「報告書はヒアリングの結果の報告なので、皆の意見を入れた」と述べており、自身も真偽について不確かな状態のままの、職員からの聞き取りのみの調査結果であった。当該報告書の中では、調査結果を実際に発生した不適切行為であるとの前提で、原因や再発防止策について言及しているが、法人として証言内容についての具体的検証と分析が不十分なままの文書であったと言わざるを得ない。そのような文書を無配慮に施設内で公開したことで、従業員間に大きな不和や不安を生むことになり保育業務に支障をきたした。また、当該報告書は市にも提出されることとなったが、その内容は前述のとおりであり、不適切保育のような大きな問題に繋がりがねない事案について市に提出する文書であれば本来は当然なされるべき精査を著しく欠いたものであった。

- 元園長退職後における職員間のコミュニケーション不全や不安の払拭について

元園長の退職後、「職員全員で話し合いの場を設けてほしいとの希望を運営代表に伝えたが、叶えられなかった」との証言が職員からあった。また、「告発者によって元園長が退職させられたと感じている」、「同じ職場内にメディアにリークした職員がいるという不信感のなか業務にあたるのがストレスである」といったものと同様の証言が複数あった。職員の業務上の不安の払拭が不十分であった。

②その他

- 事実認定について

当初報道等にあった、園児を足蹴にする、羽交い絞めにする等の虐待的事案があったことを裏付ける証拠は得られなかった。これについては、スクルドエンジェル保育園大和代官園設置者である株式会社メーティス・リルが弁護士法人に依頼して作成された調査報告書（令和7年3月14日。以下「弁護士作成報告書」という。）において言及されている通り、防犯カメラの映像、録音等の事案の対象となった言動を裏付ける物的証拠がないことが、今回の監査でも確認できた。また、今回の監査で行ったヒアリング調査の中では、ある事象について相反するものなど様々な証言があり、また、証言の中には他の資料と矛盾する等信ぴょう性が相対的に低い証言もあったものの、虚偽や誤認に基づくものであるとの確証がない中、本件対象事案を検討する上で、いずれの証言内容が事実であるかを認定することはできず、事実認定は困難であると判断した。

- 弁護士作成報告書について

弁護士作成報告書において認定事実として設定された事項の中には、その時期と対象園児が判然とせず、当市が監査で行ったヒアリング調査の結果、目撃したと述べた職員がおらず不自然なものや、目撃したとの証言のどれもが弁護士作成報告書の内容と異なるものがあることから、それら認定事実について市として不適切保育か否かを判断することはできない。

- 個人情報の取扱いについて

本監査結果を形成するに至った各証言について、証言者名や内容の全てを詳らかにすることはできない。これは、これら情報が個人に関する情報であって、その記述により特定の個人を識別することができるため（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利

利益を害するおそれがあり、大和市情報公開条例及び個人情報の保護に関する法律に抵触する可能性があるため、又は公開することにより、通報者が誰であるか特定されることなどを危惧し、通報を躊躇するおそれがあり、その結果、通報を行う者が少なくなり法令違反等に係る情報が入手できなくなるなど、通報に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、公益通報者保護法に抵触する可能性があるためである。

5. 監査意見

- 保育施設運営上のガバナンスが十分に機能していない状況が確認できたので、改善してください。
- 適切な保育環境を計画的に構成することが不足していたと思料します。運営法人においては、施設内の職員が、保育理念や目指す保育の姿を共有しながら協働する、一つのチームとして保育に当たることができるよう努めてください。
- これまで、市の定期的な指導監査において、文書及び口頭で指摘された事項の改善策は示されてきました。その上で、各種チェック体制が形骸化しないようにすることが重要です。制度を用意するだけで終わることのないよう、実効性の担保が必要です。
- 運営法人として、施設まかせの対応やその場しのぎな対応をせず、保育所保育の基本原則に立ち返り、施設の機能と質の向上に努めてください。
- 平成26年の法人設立以降、令和6年に4つ目の新規保育施設を開設する等、経営が拡大している様子がうかがわれる一方、法人が施設の保育内容に関心が低い様子が見受けられます。施設の案内にあるよう、10年後、20年後も笑顔でいられる大人となれる人間性を身につけられるような運営がなされているか、今一度保育士と子どもたちに真剣に向き合うよう願います。

以上